フロン回収破壊法のシステム

対象：冷媒用ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣ

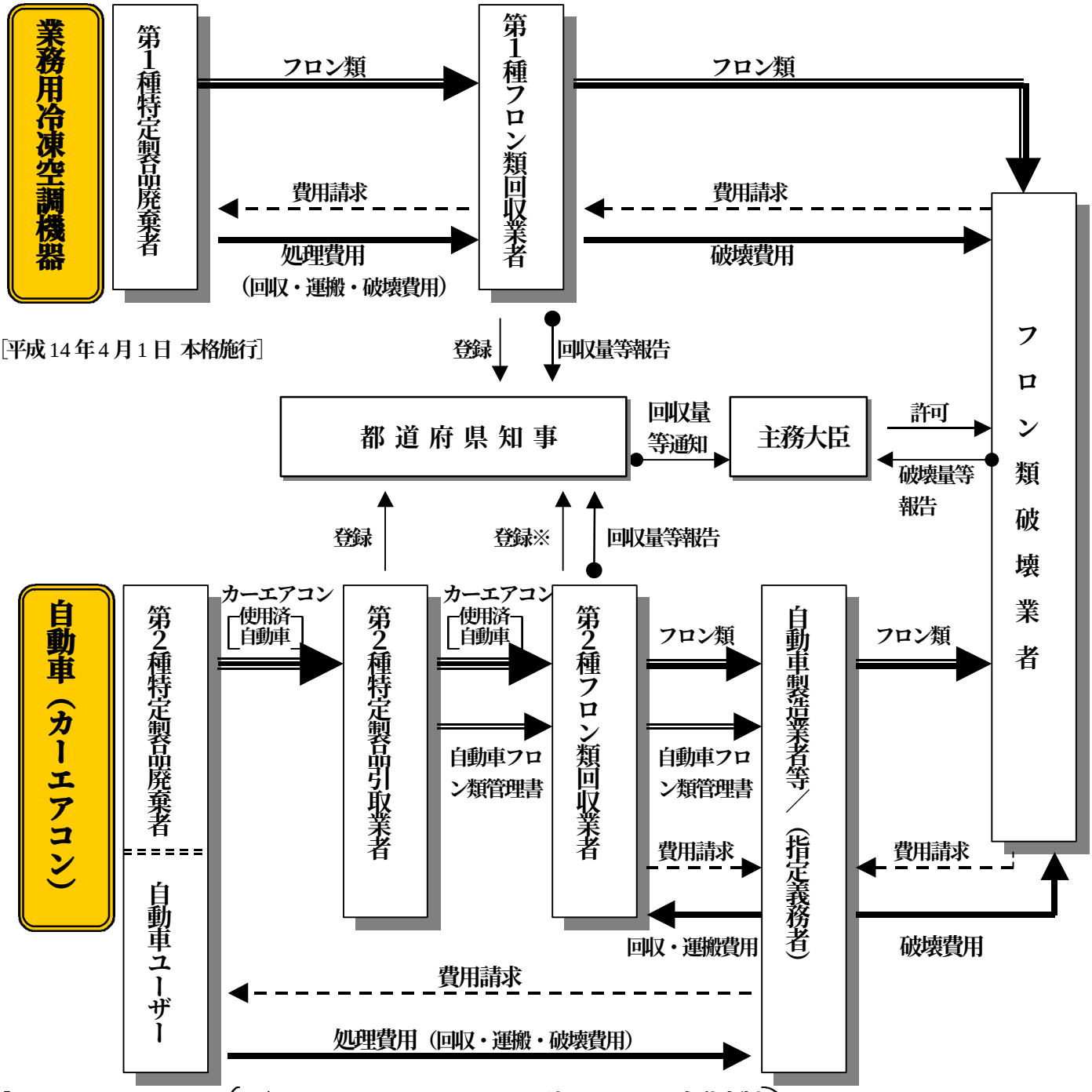

[平成14年10月31日以前で政令で定める日 本格施行]

◆カーエアコンからのフロン回収について、自動車製造業者等が自動車ユーザーに負担を求める方法については、自動車リサイクルの検討作業を通じて早急に結論を得る。

◆自動車リサイクルに係る法制度において、カーエアコンからのフロン回収を定める際には、原則として上記の仕組みを規定する。

※自動車分解整備事業者については、国土交通大臣の通知に基づき登録